

青森県報

第三千七百一十一号

平成二十五年

七月一日
(月曜日)

規 則

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十八号

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

青森県職場適応訓練委託規則(昭和三十八年十一月青森県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 雇用対策法施行規則第二条第二項第八号の二に規定する父子家庭の父である求職者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十九号

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

青森県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年十月青森県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八号の三」を「第八号の四」に改める。

第三条第一項中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り

目 次

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則	(労政・能力)	一
青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則	(開 発 課)	一
告 示	(同)	一
地方自治法施行令の規定による県税徴収金の収納事務の委託	(同)	一
生活保護法による医療機関の指定	(税 務 課)	二
生活保護法による指定施術者の廃止の届出	(健康福祉)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(政 策 課)	二
障害福祉サービス事業者の指定	(同)	二
道路の区域の変更	(障害福祉課)	三
道路の供用の開始	(道 路 課)	三
選挙管理委員会	(同)	三
参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間	(事 務 局)	四
参議院青森県選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間	(同)	四
参議院青森県選挙区選出議員選挙においてポスターを掲示することができる日	(同)	四

下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の父である者のうち、当該児童が同項第二号に該当することとなつた日の翌日から起算して三年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者

第八条第一項ただし書中「第八号の三」を「第八号の四」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における個人事業税、不動産取得税及び自動車税並びにこれらの延滞金の収納の事務を委託したので、同条第六項において準用する同令第五百五十八条第二項の規定により告示する。

平成二十五年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
山崎製パン株式会社	東京都千代田区若本町三丁目一〇の一

青森県告示第五百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
やわたクリニック ふくだ脳神経・整形 外科クリニック 弘前駅前メンタルク リニック スーパードラッグア サヒ調剤薬局富田店 なかよし調剤薬局弘 前駅前店	八戸市大字八幡字下樋田一の四 弘前市大字早稲田一丁目四の四 弘前市大字駅前町六の一 弘前市大字富田三丁目六の六 弘前市大字駅前町六の一	平成二五・六一 " " " "

青森県告示第五百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	廃止年月日
千葉 健一	黒石市鍛冶町六一	平成二五・六一

青森県告示第五百四十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
やわたクリニック ふくだ脳神経・整形 外科クリニック 弘前駅前メンタルク リニック スーパードラッグア サヒ調剤薬局富田店 なかよし調剤薬局弘 前駅前店	八戸市大字八幡字下樋田一の四 弘前市大字早稲田一丁目四の四 弘前市大字駅前町六の一 弘前市大字富田三丁目六の六 弘前市大字駅前町六の一	平成三〇・六一 " " " "

青森県告示第五百五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県 道	青森環状野 内線	青森市大字横内字亀井五四の二から 青森市大字四ツ石字里見八九の一まで	後	後	前	二九・六〇メートルから 二一・三〇メートルまで	二六〇・〇〇メートル	
			三三・八〇メートルから	一一・五〇メートルまで	二二・三〇メートルまで	二六〇・〇〇メートル		
			一一・一〇メートルから	一一・五〇メートルまで	二二・三〇メートルまで	二六〇・〇〇メートル		
			三三・八〇メートルから	一一・五〇メートルまで	二二・三〇メートルまで	二六〇・〇〇メートル		

青森県告示第五百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
社会福祉法人抱民舎	弘前市大字高屋三丁目七三五の五	コナ	弘前市大字富田二丁目三の二六 平成三〇・七一
社会福祉法人抱民舎	弘前市大字高屋三丁目七三五の五	クレッシェンド	弘前市大字賀田 字大浦九一の一
社会福祉法人抱民舎	弘前市大字高屋三丁目七三五の五	支援	"

青森県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年七月三十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年七月三十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道青森環状野内線	青森市大字横内字亀井五四の二から青森市大字四ツ石字下川原二四の六まで	平成二十五年七月一日
県道小友板柳停車場線	弘前市大字貝沢字沢辺三の三から弘前市大字種市字柳川二七四の一まで	"

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十六号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定により次のとおり定め、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

平成二十五年七月一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十五年七月三日
- ただし、年齢についての基準となる日 平成二十五年七月二十一日
- 二 登録を行う日 平成二十五年七月三日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間を、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第二十三条の十一第二項の規定により次のとおり定め、同条第五項の規定により告示する。

る。

平成二十五年七月一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

縦覧期間

平成二十五年七月四日

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙においてポスターを掲示することができる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第五項の規定により次のとおり定め、告示する。

平成二十五年七月一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

ポスターを掲示することができる日 平成二十五年七月四日

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------